

生活の中での各割引・支援

交通機関の割引

運賃割引の対象となる障がい者は障がいの等級等により、第1種・第2種に区分され、その種別に応じて、割引の適用範囲が異なります。

[第1種・第2種の区分]

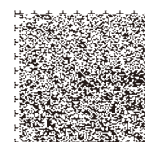
身体障がい者	第1種	視覚障がい1級～3級及び4級の一部 聴覚障がい2級及び3級 肢体不自由1級、2級及び3級の一部 心臓・じん臓・肝臓・呼吸器・小腸機能障がい1級、3級及び4級 ぼうこう・直腸機能障がい1級及び3級 免疫機能障がい1級～4級
	第2種	第1種身体障がい者以外の身体障がい者の中で条件を満たす人
知的障がい者	第1種	療育手帳A1、A2
	第2種	療育手帳B1、B2

※割引を適用するためには、手帳に第1種または第2種の記載証明が必要です。記載証明がない場合、手帳では割引を適用することはできません。

1 JR鉄道運賃の割引

(1) 第1種 身体障がい者・知的障がい者の場合

手帳所持者		小児 (12歳未満)			大人 (12歳以上)		
		本人 単独	介護者同伴		本人 単独	介護者同伴	
割引対象	本人		介護者	本人		介護者	
鉄道	普通乗車券	5割 ※片道 101 km以上	5割	5割	5割 ※片道 101 km以上	5割	5割
	普通回数乗車券	—	5割	5割	—	5割	5割
	定期乗車券	—	—	5割	—	5割	5割
	普通急行券	—	5割	5割	—	5割	5割



(2) 第2種 身体障がい者・知的障がい者の場合

手帳所持者		小児 (12歳未満)			大人 (12歳以上)		
		本人 単独	介護者同伴		本人 単独	介護者同伴	
割引対象	本人		介護者	本人		介護者	
鉄道	普通乗車券	5割 ※片道 101 km以上	—	—	5割 ※片道 101 km以上	—	—
	普通回数 乗車券	—	—	—	—	—	—
	定期乗車券	—	—	5割	—	—	—
	普通急行券	—	—	—	—	—	—

※ 乗車券購入時に、窓口で手帳を呈示してください。

※ 第1種の障がい者(大人)が、介護者(大人)同伴で100km以下の区間を乗車する場合は、券売機で小児の普通乗車券を購入し利用することができます。その際は、改札口で係員に手帳と乗車券を呈示してください。

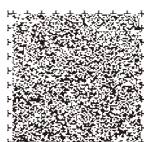
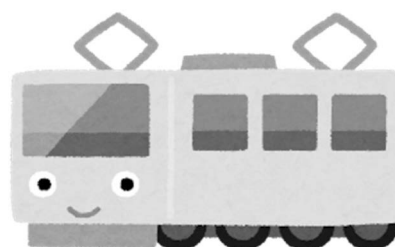
※ 障がい者1人につき、1人の介護者をつけることができます。

※ 介護者は介護能力があると認められる場合で、購入する乗車券の種類、区間、有効期間が障がい者と同一で、障がい者と同時に購入・使用する場合のみ有効です。

※ 通学定期乗車券を利用する場合は、大学生用を5割引となります。

※ 介護者の定期乗車券は、介護者が通学定期乗車券の資格者であっても通勤定期乗車券の発売となります。

[問い合わせ先] JR新飯塚駅 電話 0948-22-0421 ファックス 0948-22-9645



2 西鉄バス・鉄道運賃の割引

乗車券などを購入または料金を支払う際に、身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳を提示すると、割引がかかります。

(1)第1種の身体障がい者手帳・療育手帳、1級の精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの場合

手帳所持者		小児 (12歳未満)		大人 (12歳以上)	
		本人	介護者	本人	介護者
バス	普通乗車券 現金	5割	5割	5割	5割
	定期乗車券	—	5割	5割	5割
	nimoca	5割	5割	5割	5割
電車	普通乗車券 回数乗車券	5割	5割	5割	5割
	定期乗車券	—	5割	5割	5割

(2)第2種の身体障がい者手帳・療育手帳、2・3級の精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの場合

手帳所持者		小児 (12歳未満)		大人 (12歳以上)	
		本人	介護者	本人	介護者
バス	普通乗車券 現金	5割	—	5割	—
	定期乗車券	—	5割	5割	—
	nimoca	5割	—	5割	—
電車	普通乗車券 回数乗車券	5割	—	5割	—
	定期乗車券	—	5割	—	—

※障がい者1名に対して、1名の介護者をつけることができます。

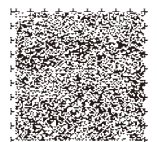
※介護者は、障がい者本人と、乗車券の種類、区間、通用期間が同一であり、同時に使用しない限り割引の適用は行いません。介護者が単独で割引定期券は使用できません。

※障がい者用のニモカカードには、有効期限があります。有効期限は次回の誕生日で、初回に限り次々回の誕生日までとなります。

※グランドパス65は適用外となります。

【問い合わせ先】 西鉄飯塚バスターミナル

電話 0948-22-3001 ファックス 0948-22-4866



3 飯塚市予約乗合タクシー(路線ワゴンを含む)・エリアワゴン・コミュニティバス運賃の割引

料金を支払う際に、身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳を提示すると、割引がかかります(路線ワゴン、エリアワゴンを除く)。

障がい者の介護者も割引の対象となります(コミュニティバス宮若・飯塚線を除く)。

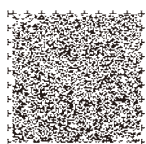
種別		通常運賃	割引後の運賃	
			本人	介護者
予約乗合タクシー		300 円	200 円 (100 円割引)	200 円 (100 円割引)
路線ワゴン		100 円	100 円 (割引なし)	無料 (100 円割引)
エリアワゴン		100 円	100 円 (割引なし)	無料 (100 円割引)
コミュニティバス	筑穂・高田線	200 円	100 円 (100 円割引)	100 円 (100 円割引)
	宮若・飯塚線	距離制運賃	5 割 (半額による端数の 5 円は 10 円に切り上げ)	—

★運行内容や利用方法については、「令和4年度版 利用ガイド」をご覧ください。

◎障がい者 1 名に対して、1 名の介護者をつけることができます。

◎介護者については、障がい者本人と同時に同一の乗車区間をご利用いただく場合に、割引を適用します。

[問い合わせ先] 地域公共交通対策課 電話 0948-22-5500(内 1441・1442)
ファックス 0948-22-5526
メールアドレス chiiki-koutsuu@city.iizuka.lg.jp



4 有料道路の通行料金割引

障がい者・障がい児が運転または乗車して有料道路を通行する場合、通行料金が割引かれます。有効期間があり、更新や自動車の変更の際も新規申請時と同様の書類が必要となります。

[対象者]

1	身体障がい者手帳の交付を受けている人が自ら運転する場合
2	第1種身体障がい者手帳、または療育手帳 A の交付を受けている人が介護者の運転する車に乗車する場合 ※第2種身体障がい者手帳の交付を受けている人は、本人が運転する場合のみ、対象となります。

※自動車の所有者

- ① 障がい者本人が運転する場合は本人・配偶者・直系血族及びその配偶者・兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等
- ② 介護者が運転する場合で①に該当する人が自動車を所有していないときは、障がい者本人を日常的に介護している人

[割引率] 50%

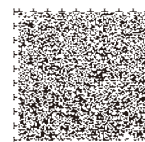
[対象自動車の範囲]

登録できる自動車は障がい者 1 人につき 1 台。ただし、事業用・レンタカー等対象外の車もあります。

[申請に必要なもの]

項目	必要書類等
ETC を利用しない場合	① 身体障がい者手帳又は療育手帳 ② 車検証 ③ 第2種身体障がい者の場合、本人の運転免許証
ETC を利用する場合	① 身体障がい者手帳又は療育手帳 ② 車検証 ③ 第2種身体障がい者の場合、本人の運転免許証 ④ ETC カード ※障がい者本人名義、未成年(18 歳未満)の場合は親権者名義可 ⑤ ETC 車載器セットアップ申込書・証明書

[問い合わせ先] 社会・障がい者福祉課 電話 0948-22-5500(内 1151)
ファックス 0948-21-6356
メールアドレス shakai@city.iizuka.lg.jp



5 国内線航空運賃の割引

航空券を購入する際に、身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳を提示すると、割引がかかります。ただし、航空会社により、対象者、割引率が異なりますので、詳細は利用される航空会社にお問い合わせください。

【問い合わせ先】 各国内航空会社航空券販売窓口

6 船舶運賃の割引

乗船券を購入する際に、身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳を提示すると割引される場合があります。ただし、船舶会社により、対象者、割引率が異なりますので、詳細は利用される船舶会社にお問い合わせください。

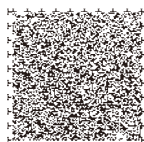
【問い合わせ先】 各船舶会社

7 タクシー運賃の割引

タクシーに乗車した際、身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳を提示すると、割引がかかります。全てのタクシーにおいて割引が適用されるわけではありませんので、乗車する際にご確認ください。

【割引率】 メーター額の10%

【問い合わせ先】 各タクシー会社



8 福祉タクシー利用券

在宅の重度の障がい者・障がい児がタクシーを利用する際のタクシーの基本料金を助成する福祉タクシー利用券を交付します。利用券交付には毎年、事前申請が必要です。

[対象者]

市民税非課税世帯の在宅障がい者・障がい児のうち、次のいずれかに該当する人。ただし、入院・入所等は含みません。

1	身体障がい者手帳1級の交付を受けている人
2	視覚、下肢、体幹の障がい身体障がい者手帳2級の交付を受けている人 ※総合等級が2級であっても、視覚、下肢、体幹障がい単独で2級なければ対象者には含まれません。
3	療育手帳Aの交付を受けている人
4	精神障がい者保健福祉手帳1級の交付を受けている人
5	人工透析による治療を受けている人。ただし、医療機関からの通院証明書が必要です。

※ 施設や病院に入所又は入院している方は対象外です。

[助成額]

福祉タクシー利用券 1 枚につき、小型タクシーの基本料金を助成
福祉タクシー利用券の交付枚数は月 4 枚とし、年間 1 人最大 48 枚交付可能です。

[申請に必要なもの]

- (1)身体障がい者手帳、療育手帳、または精神障がい者保健福祉手帳
- (2)印かん

[問い合わせ先] 社会・障がい者福祉課 電話 0948-22-5500(内 1152)
ファックス 0948-21-6356
メールアドレス shakai@city.iizuka.lg.jp

